

「ものづくり県内受注・生産性向上支援事業」専門家派遣実施要綱

(目的)

第1条 公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下、「公社」という。）で実施する「ものづくり県内受注・生産性向上支援事業」（以下、「当事業」という。）において、県内製造業者が抱える製造現場の5Sや省力化等に関する技術的課題について、専門家を必要に応じて派遣し適切な助言を行うことにより、企業の課題解決を図りながら、製造現場の生産性向上に寄与することを目的とする。

(事業内容及び対象企業)

第2条 支援企業等に対し、専門家の派遣を行う。

- 2 対象企業は、直近の「日本標準産業分類」において、製造業に分類される県内企業とする。
- 3 専門家の派遣範囲は、支援企業の製造現場のほか、課題解決の参考となる模範的事例現場への派遣も対象とする。（但し、申請者の移動費用等は申請者で負担することを前提とする）
- 4 専門家は、必要に応じてオンラインによる指導・助言を行うことができる。

(専門家の選定及び派遣手続き)

第3条 公社は、支援企業等の課題及び進捗状況を確認し、専門家の派遣が必要と判断した場合は、専門家を選定し支援企業等へ派遣することができる。

- 2 専門家派遣が必要であると判断した場合、派遣を希望する支援企業等は、公社宛てに専門家派遣申請書（様式1）を提出する。なお、利用できる専門家の派遣回数は、当該年度において、1社あたり原則5回までとする。ただし、課題の内容等を勘案し、公社が必要と判断した場合はその限りではない。
- 3 派遣回数、派遣社数は、予算に達し次第、終了するものとする。
- 4 派遣に際し、公社から専門家派遣依頼書（様式2）により専門家へ依頼するものとする。

(専門家派遣同意及び守秘義務等)

第4条 専門家は、派遣を引き受ける際に、専門家派遣同意書（様式3）を公社に提出するものとする。

- 2 専門家は、公社が依頼した内容について、効果的な診断・助言を行うものとする。その場合、支援企業等の代理・代行業務をしてはならない。
- 3 専門家は、派遣を引き受けることにより知り得た企業等の秘密事項を第三者に開示もしくは漏洩しないものとし、また、これを自己の利益のために利用してはならない。

(専門家謝金)

第5条 専門家の謝金は1回当たり41,250円（消費税等含む）とし、1回の専門家派遣にかかる診断・助言時間は、3時間程度とする。

- 2 専門家謝金は公社が全額負担するものとする。

(専門家旅費)

第6条 専門家の旅費は、公社職員旅費規程に基づき支給する。但し、本島内及び離島内における車賃・交通費は前条の専門家謝金に含まれているものとし、支給しないものとする。

(報告書の提出)

第7条 専門家の派遣を受けた支援企業等は、専門家派遣終了後、2週間以内又は派遣年度の2月末日のいずれか早い日までに専門家派遣実施報告書(様式4)を公社に提出するものとする。

2 専門家派遣された専門家は専門家派遣終了後、2週間以内又は派遣年度の2月末日のいずれか早い日までに専門家派遣業務報告書(様式5)を公社に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱に定めるほか、事業の運営に必要な事項は公社の理事長が定めるものとする。
- 2 この要綱は、令和5年7月13日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年9月7日から施行する。
- 4 この要綱は、令和6年7月9日から施行する。
5. この要綱は、令和7年9月10日から施行する。